

# IGC コードの修正及び統一解釈等に関する事項

## 改正規則等

鋼船規則 N 編  
鋼船規則検査要領 N 編

## 改正事項

IGC コードの修正及び統一解釈等に関する事項

## 改正理由

液化ガスのばら積運送のための船舶の構造及び設備に関する国際規則である IGC コードは、IMO にて全面的な見直しが行われた結果、2014 年 5 月に開催された第 93 回海上安全委員会(MSC93)において、IGC コードの全面改正が決議 MSC.370(93) として採択された。本会は既に同改正を本会規則に取り入れている。

その後、2016 年 9 月に開催された IMO 第 3 回貨物運送小委員会 (CCC3) において、改正 IGC コードの統一的な運用を図る統一解釈案が提案及び審議された結果、改正 IGC コードの規定の一部に誤りがあるとの指摘もあり、同小委員会において、改正 IGC コードの修正 (Corrigenda) 及び統一解釈案が合意された。

このため、2016 年 10 月に公表された改正 IGC コードの修正 (Corrigenda) 及び 2016 年 11 月に開催された第 97 回海上安全委員会 (MSC97) において承認された統一解釈 (MSC.1/Circ.1559) に基づき関連規定を改めると共に、改正 IGC コードを取り入れた最新の船舶検査心得に基づき関連規定を改めた。

## 改正内容

主な改正内容は次のとおり。

- (1) 管装置の突合せ溶接継手の非破壊検査について、当該検査が要求される対象を限定した。
- (2) 酸素欠乏監視装置の設置が要求される船舶を、窒息の危険があるプロダクトを運送する船舶に限定した。
- (3) 貨物機関区域及びターレット区画に対し、貨物ポンプ室の保護に関する規定を適用する必要はない旨規定した。
- (4) 方形タンクに備える圧力逃し弁の容量を定める際に用いる当該タンクの外表面積の算出方法を規定した。
- (5) 水噴霧装置に備える清水洗浄の手段は、ノズル、ライン内フィルタ等を含む水噴霧装置全体を対象とし、適切な方向で洗浄できるものとするよう規定した。

## 改正条項

鋼船規則 N 編 3.8.2, 5.9.3, 5.11.6, 13.6.4  
鋼船規則検査要領 N 編 N3.3.1, N8.2.9, 図 N8.2.9-1., 図 N8.2.9-2., N8.4.1, 図 N8.4.1-1., N11.3.6